

## 市立幼稚園給食費

給食費は、保護者の負担となります。

ただし、年収が360万円未満相当の世帯（市町村民税所得割課税額 77,100円以下）の子ども、及び同一世帯内に18歳未満（国の基準は小学校3年生以下）の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子どもについては、給食費のうち副食費（おかず、デザート等）が免除されます。

	保育料	給食費		負担額計
		主食費	副食費	
年収 360 万円未満相当世帯	0円	500円	0円	500円
年収 360 万円以上相当世帯	0円	500円	3,180円	3,680円
	0円	500円	0円 ※注1	500円

※注 1 同一世帯内に18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降（市独自の減免措置）